

令和2年度第6回情報公開・個人情報保護運営審議会議事録（要点記録）

- 1 日 時 令和2年10月6日（火）
午前10時00分から午前12時00分まで
- 2 場 所 多摩市役所本庁舎4階 第一委員会室
- 3 出席委員 藤崎会長、牛島委員、川合委員、小谷委員、櫻井委員、帆足委員、
松村委員
- 4 出席職員

【事務局】

（文書法制課）岩田文書法制課長、原田文書公関係長、安達主任、村岡主事

【実施機関】

- 諮問ア（くらしと文化部文化生涯学習推進課） 加藤文化・生涯学習担当主査
- 諮問イ（子ども青少年部子育て支援課） 田坂公立保育園担当課長
河井計画推進・保育担当主査
- 諮問ウ（子ども青少年部児童青少年課） 八木青少年係長
- 諮問エ（健康福祉部保険年金課） 松下保険年金課長
高橋国保担当主査
- 諮問オ・カ（くらしと文化部文化・生涯学習推進課） 垣内文化・生涯学習担当主査
松田主事
- 諮問キ・ク（くらしと文化部スポーツ振興課、健康福祉部福祉総務課）
スポーツ振興課 小泉スポーツ振興担当主査
池永主事
福祉総務課 川添福祉総務担当主査
- 諮問ケ（都市整備部道路交通課） 渡邊交通対策担当課長
高橋交通係長
- 報告事項ア（くらしと文化部スポーツ振興課） 森合スポーツ振興課長
小泉スポーツ振興担当主査
- 報告事項イ（健康福祉部福祉総務課） 古川福祉総務課長
- 報告事項ウ（健康福祉部保険年金課） 松下保険年金課長

5 傍 聴 人 なし

6 内容及び要点

(1) 開会

(2) 前回議事録の確定

事前に郵送した前回議事録（令和2年度第6回）について、修正箇所がないことを審議会で確認した。よって前回議事録は確定し、小谷委員が署名した。

(3) 議事録署名委員の指名

川合委員が指名された。

(4) 議題

① 諮問に関する審議

ア 個人情報の本人以外収集（くらしと文化部・文化・生涯学習推進課）

〔文化・生涯学習推進課〕

本諮問は、旧北貝取小学校跡地施設運営の管理運営にあたり、防犯カメラを設置し施設利用者の防犯カメラ撮影画像を本人以外収集することについての諮問である。

録画機能のある防犯カメラを設置して、主に施設内の死角箇所を視認し、利用者の安全確認を行う。また、不審者や不審行動を記録することにより犯罪行為への対応や事故防止に努める。本人通知をしない理由は、施設利用者が多数であり、来館時期の特定もできない為である。なお、それぞれの防犯カメラ付近には防犯カメラ表示シールを掲示する。

個人情報保護措置として、多摩市長が定める多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例施行規則の規定に基づき、別紙4「多摩市防犯カメラの設置及び管理運用に関する基準（案）」のとおり基準を定めるとともに、次の個人情報保護対策を行う。

- ① 撮影画像を保存するSDカードレコーダーの格納ケースは管理人の管理する専用キーで取り出せる仕組みとする。
- ② 記録用SDカードは不正防止のためパスワード設定を行う
- ③ 防犯カメラはネットワークとは完全に分離した環境とし、今後も他のネットワークには接続しないこととする。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 運用方法として管理者がSDカードを取り出すとあるが、管理者とは館長・副館長のことか。記録画像を確認する必要があると誰がどのような手続きで認定するのか。事務室内の管理者パソコンは外部のネットワークに接続されているのか。また、指定管理者の管理人が常駐するのは事務室なのか別の部屋なのか。SDカードを管理する関係者は館長・副館長のことか。設置基準の項目は雛形があるもので項目は変えられないからほかの資料と表記のブレがあるのか。

〔文化・生涯学習推進〕 管理者とは館長・副館長を想定している。記録画像確認の手続きは個人情報保護条例の規定に則って進める。管理者パソコンは外部のネットワークに接続されているが、記録画像を再生する際には切断する。管理人が常駐する場所は事務室内ではなく玄関の横の部屋である。SDカードを管理する関係者は館長・副館長以外の職員も含む。設置基準の項目は様式に合わせて記入しているものである。

〔委員〕 指定管理者はまだ決まっていないのか。

〔文化・生涯学習推進〕 これから公募する。

〔委員〕 管理人が常駐するとあるが、24時間常駐なのか。

〔文化・生涯学習推進〕 施設開館時間のみである。それ以外は警備を導入する。

〔委員〕 管理人は管理者とは別なのか。

〔文化・生涯学習推進〕 館長・副館長以外の職員である。

〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 文化・生涯学習推進課から諮問のあったア「個人情報の本人以外収集」について、同意することが決定された。

イ 個人情報の処理に係る情報システムの導入（子ども青少年部・子育て支援課）

〔子育て支援課〕

本諮問は、公立保育園の事務効率の改善及び職員間の情報共有の強化並びに新型コロナウイルス感染症等感染症対策への強化を行うことで、以って保育の質の向上及び児童福祉の向上を図ることを目的として、多摩保育園に入所した児童及び保護者の個人情報を処理する情報システムの導入についての諮問である。

園児の個人情報は氏名、住所、生年月日、健康に関すること、発達に関すること、保護者の個人情報は氏名、住所、電話番号、勤務先、家族構成を扱う。

個人情報保護措置として、システムを使用する際には職員ごとにID・パスワードを付与することでアクセス制限をかけ個人情報を保護する。家庭調査票により保護者が提供する個人情報は、個人情報の保護に関する法律および多摩市個人情報保護条例、個人情報取扱特記事項に基づき、適正な取扱いを徹底させる。個人情報の管理はシステム内に保管することを原則とするが、必要に応じて紙媒体での管理も行う。その際は、金庫及び書庫等施設が可能な場所に保管するものとする。園児の卒園及び退園後5年間を保存期間とし、保存期間終了後特記事項に基づきシステム内の情報の消去及び紙媒体の適正な方法での廃棄を徹底させる。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 市内のすべての公立保育園に導入するのか。

〔子育て支援〕 市内の公立保育園は多摩保育園のみだが、そこに導入する。

〔委員〕 関わる職員の規模はどれくらいか。

〔子育て支援〕 園児数は118名の定員。職員は会計年度含め47名いるが、利用は必要最低限にとどめ、35名程度を予定している。朝・夕のみの職員などは利用しない。

〔委員〕 今までの調査票はシステムに入力するのか。紙ベースのものとシステムとが並行する期間があるのか。また、紙の調査票はどのように保管するのか

〔子育て支援〕 在園中の児童の分については紙も保管する。5年程度並行期間が続く。

〔委員〕 保護者の勤務先名以外に連絡先や住所も把握するということか。

〔子育て支援〕 緊急時の連絡先や到着までの所要時間を知るために把握している。

〔委員〕 使用端末はこのシステム専用のものなのか。また、ID・PWはシステム専用のものなのか。個人データを含む全てのデータは端末に保存されておらず、端末は入力のみ、保存する際は紙ベースということか。

〔子育て支援〕 使用端末はシステム専用である。ID・PWは専用のものである。端末は基本入力のみ、場合によっては紙で打ち出す。

〔会長〕 多自治体で使用されている汎用的なものなのか。

〔子育て支援〕 汎用的なものである。

〔会長〕 今までの紙で管理していたデータは廃棄などきちんと管理していたのか。

〔子育て支援〕 保存年限があり、卒園後5年間は園で、施錠できる場所で保管する。

〔会長〕 システムのデータが必要になるのは5年後だが、しばらくは紙の廃棄とデータの削除が並行するという理解でよいか。

〔子育て支援〕 しばらくはそうなる。

〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 子育て支援課から諮問のあったイ「個人情報の処理に係る情報システムの導入」について、同意することが決定された。

ウ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（子ども青少年部・児童青少年課）

〔児童青少年課〕

本諮問は、コロナ禍で様々な制約のある（日常生活や学校生活）を強いられている状況下にある子どもへの応援や、また、活動の範囲が狭められ、思いどおりに就職や受験への準備が進められない状況にある子どもたちに対し、それぞれの目指す道へチャレンジすることを応援することを目的として、図書カード等を支給するために個人情報を取り扱う業務の処理を外部委託することについての諮問である。

0歳～18歳（平成14年4月2日以降生まれ）で基準日（令和2年10月1日）に多摩市住民基本台帳に記載されている人及び令和2年10月2日から令和3年4月1日までに生まれた新生児の氏名・年齢・住所の情報を利用する。

外部委託の理由としては、支給対象者に適切確実に大量の図書カード等を支給しなければならず、職員では処理が困難であり、封入封緘などの業務を一式まとめて委託する必要があるためである。

個人情報保護措置として、個人情報取扱特記事項を遵守させ、個人情報保護管理者に個人情報の責任体制等報告書を提出させる。また、個人情報については施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で厳重に保管させる。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 委託の期間が令和2年10月1日からになっているが、もう委託契約が済んでいるということか。また、予定している業者はどのような業者か。

〔児童青少年〕 資料にはそのようにあるが、契約はまだ締結していない。下見積り事業者は日野市の特別定額給付金関係業務を請け負った事業者と、都内にある印刷物や金券の発送に実績のある事業者2社の計3社で、それぞれ見積り依頼を予定している。

〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 児童青少年課から諮問のあったウ「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」について、同意することが決定された。

エ 個人情報を取り扱う情報システムの変更（健康福祉部・保険年金課）

〔保険年金課〕

本諮問は、住民基本台帳と連動した、国民健康保険の資格・給付・税等を取り扱うシステムで新たに医療費通知の発行を目的とした、個人情報の処理に係る情報システムの変更についての諮問である。

更新する理由としては、医療費通知の作成・発行が可能となることで市民サービスの向上や医療費適正化に資すること、年々発行についての問い合わせ・要望・苦情が増えている等である。

個人情報保護措置として、外部とは閉ざされた基幹系ネットワークの中でのデータ利用とし、サーバー等の機器はセキュリティ要件を満たしている外部のデータセンターで管理させる。

※ 以下、質疑等

〔会 長〕 多摩市だけではなく全国的に行う改修だという理解でよいのか。

〔保険年金〕 はい。平成29年の税制改正により、医療費通知を控除の手続きで使用できるようになったため、多摩市としてもここで対応したい。

〔会 長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 保険年金課から諮問のあったエ「個人情報を取り扱う情報システムの変更」について、同意することが決定された。

オ・カ 指定管理者の指定（くらしと文化部・文化・生涯学習推進課）

〔文化・生涯学習推進課〕

本諮問は、多摩市複合文化施設・多摩市立多摩中央公園内駐車場に指定管理者の指定をするにあたり、当該施設の管理業務において、指定管理者が個人情報を取り扱う業務を行うことによる、指定管理者の指定についての諮問である。

各施設の指定管理者が行う個人情報を取り扱う業務は、事業運営に関する業務、施設及び附帯設備の利用の承認及び制限に関する業務並びに利用料金の徴収に関する業務等である。指定管理者の候補者は、多摩市文化振興財団と3社で構成する企業グループであり、いずれも多摩市のほか各地で公共施設の指定管理者および市内施設運営管理受託業者としての実績がある。

また、指定管理者の候補者における個人情報保護措置として、多摩市個人情報保護条例等の遵守義務を規定し、個人情報の適正な管理に必要な措置を講ずることを義務付け、学識経験者等で構成する選定委員会で個人情報を適切に保護・取扱いができることを審査し、指定管理開始後は、実地調査を年1回以上行うこととする。

※ 以下、質疑等

[委員] 駅から遠く坂のある立地で足が向かない。周辺にミニバスなどの交通網を整備する予定はあるか

[文化・生涯学習推進] リニューアル後すぐではないが、交通課のミニバス交通プランにはパルテノン多摩前にバス停の設置予定がある。

[委員] 駅からそのバスがぐるっと循環するような感じか

[文化・生涯学習推進] 循環型になるかどうか、細かいルートは不明。駅とパルテノン多摩をつなぐためだけのものではない。

[会長] 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 文化・生涯学習推進課から諮問のあったオ・カ「指定管理者の指定」について、同意することが決定された。

キ・ク 指定管理者の指定（くらしと文化部スポーツ振興課、健康福祉部福祉総務課）

[スポーツ振興課、福祉総務課]

本諮問は、多摩市立温水プール・多摩市総合福祉センターに指定管理者の指定をす
るにあたり、当該施設の管理業務において、指定管理者が個人情報を取り扱う業務を
行うことによる、指定管理者の指定についての諮問である。

各施設の指定管理者が行う個人情報を取り扱う業務は、施設及び附帯設備等の利用
の承認及び制限に関する業務、利用料金の徴収に関する業務、指定事業・自主事業及
び教室等の運営に関する業務・老人福祉センターに関する業務等である。指定管理者
が管理する以外の新施設予約システムで扱っている施設の料金徴収等である。指定管
理者の候補者は、それぞれ多摩市立温水プール・多摩市総合福祉センターの指定管理
者であり、いずれも多摩市の公共施設の指定管理者としての実績がある。

また、指定管理者の候補者における個人情報保護措置として、多摩市個人情報保護
条例等の遵守義務を規定し、個人情報の適正な管理に必要な措置を講ずることを義務
付け、学識経験者等で構成する選定委員会で個人情報を適切に保護・取扱いができる
ことを審査し、指定管理開始後は、実地調査を年1回以上行うこととする。

※ 以下、質疑等

[会長] この指定管理者の選定は毎年行っているのか。

[スポーツ] 本来は5年に1度だが、コロナ禍のため特に温水プールは利用が減少すること
が見込まれており、今後5年間の管理方法や指定管理料を算定することが難しい

為、今年に限り1年の特命延長となった。改めて来年1年で運営方法を検討したうえで5年間の指定管理者公募を行いたい。

〔委員〕 プールの財政状況が思わしくないが、指定管理者選定にあたり検討事項にあがったのか

〔スポーツ〕 コロナの発生までは利用者数が微増であり、指定管理者の行う事業による効果が出ているものと考え、減少はコロナの影響である。協定書上の不可抗力によるものであるためその損害は市が負担することになっている。今後の在り方としてはコロナ禍による影響を加味したうえで指定管理者の募集をしたい。

〔委員〕 平成30年度の時点で当期損益が下がっている。経営状況の悪化で個人情報の扱いに影響が出ないように今後も気を付けてほしい。

〔委員〕 老人福祉施設に関する業務、社会福祉協議会からなぜ指定管理に移行したのか。

〔福祉総務〕 老人福祉施設と温水プールが同じ建物であり、講座の開講など似た事業のあることから運営が同じ方が効率的ではないかという考えによるものである。

〔委員〕 健康や生活の向上を目的にした施設だが、国民健康保険の医療通知のように、自身の健康のために施設に通っている方の健康が増進したデータについて、個人ごとに取り扱うことはできるのか

〔スポーツ〕 個人情報の収集は施設の管理運営上必要最低限のものに限っている。個々人の健康に関する指標を収集することは現状行っていない。

〔委員〕 そういったデータがあると健康増進の実感がわいて良いのではないかと思う。

〔スポーツ〕 年に1度、利用者アンケートをとっている。個人情報の収集ではないが、本来の目的を果たしているかなどの状況の収集を検討したい。

〔委員〕 そういうデータは業者がバックアップの情報を管理しているのか、市役所で管理しているのか。

〔スポーツ〕 収集した個人情報は指定管理が管理している。

〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ スポーツ振興課・福祉総務課から諮問のあったキ・ク「指定管理者の指定」について、同意することが決定された。

ケ 指定管理者の指定（都市整備部道路交通課）

〔道路交通課〕

本諮問は、多摩市営駐輪場に指定管理者の指定をするにあたり、当該施設の管理業務において、指定管理者が個人情報を取り扱う業務を行うことによる、指定管理者の指定についての諮問である。

指定管理者が行う個人情報を取り扱う業務は、有料駐車場の利用の許可及び制限に関する業務、利用料金の徴収に関する業務等である。指定管理者が管理する以外の新施設予約システムで扱っている施設の料金徴収等である。指定管理者の候補者は、公共施設の指定管理者としての実績がある。

また、指定管理者の候補者における個人情報保護措置として、多摩市個人情報保護条例等の遵守義務を規定し、個人情報の適正な管理に必要な措置を講ずることを義務付け、学識経験者等で構成する選定委員会でも個人情報を適切に保護・取扱いができることを審査し、指定管理開始後は、実地調査を年1回以上行うこととする。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 申し込みについてはWEBと紙ベースの郵送で行うこととなっており、本部で作業を行うということだが、銀行口座など書かれた紙の最終的な処理はどのように行うのか

〔道路交通〕 本部のセンターというところで管理することとなっています。

〔委員〕 そんなに長く管理するようなものではないのではないのか

〔道路交通〕 ロッカーで施錠し、利用期間中は管理する。利用が中止された際はシュレッダーで破棄される。

〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 道路交通課から諮問のあったケ「指定管理者の指定」について、同意することが決定された。

③ その他

ア 個人情報漏洩等事故最終報告について

スポーツ振興課から、個人情報漏洩等事故について報告があった。

イ 個人情報漏洩等事故最終報告について

福祉総務課から、個人情報漏洩等事故について報告があった。

ウ 個人情報漏洩等事故最終報告について

保険年金課から、個人情報漏洩等事故について報告があった。

(5) 閉会

多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会の運営に関する申合せ事項により、ここに署名する。

多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会 会長 藤崎太郎

委員 川合敏樹